

謝金規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会(以下「協会」)における謝金支給について、以下の規程の定めるところにより支払うものとする。

(謝金)

第2条 当協会が依頼した業務に従事したものに対し、別表1に定める基準を限度に謝金を支給する。謝金について源泉徴収を行う。

(例外規定)

第3条 特別の事情があるときは、別表の単価を基準として、加減することがある。また年度内の支給金額変更については、理事会の承認をもって行うこととする。

第4条 この規定に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

(端数処理)

第5条 支払額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和3年11月20日一部改訂、令和3年11月24日から施行する。

この規程は令和4年3月28日一部改訂、令和4年4月1日から施行する。

別表1 謝金支払については、下記のとおりとする。

| 項目 | 謝金 | 備考 |
|----------------------|----------------------------|----------------|
| 強化スタッフ※1 | 20,000 円/1 日 (15,000 円/半日) | 国内合宿および国際大会 |
| 強化スタッフ※2 | 16,000 円/1 日 (8,000 円/半日) | 国内合宿および国際大会 |
| 強化スタッフ※3 | 5,000 円/1 日 (2,500 円/半日) | 交通費込み |
| 強化スタッフ※4 | 3,000 円/1 日 | 強化会議 (オンライン含む) |
| 練習パートナー (社会人) | 12,000 円/1 日 (6,000 円/半日) | 交通費込み |
| 練習パートナー (大学生) | 10,000 円/1 日 (5,000 円/半日) | 交通費込み |
| 練習パートナー (高校生) | 8,000 円/1 日 (4,000 円/半日) | 交通費込み |
| 練習パートナー (中学生) | 5,000 円/1 日 (2,500 円/半日) | 交通費込み |
| ドクター | 30,000 円/1 日 | |
| 看護師等 | 15,000 円/1 日 | 理学療法士・作業療法士等含む |
| 臨時コーチ※5 | 20,000 円/1 日 (半日/10,000 円) | |
| 講師※6 | 100,000 円/1 回 | |
| 審判員 | 3,000 円/1 日 | |
| ボールパーソン | 3,000 円/1 日 | |
| イベント・講師等 (選手・理事等) ※7 | 30,000 円/1 日 | |
| | 20,000 円/1 日 | |
| 通訳 | 30,000 円/1 日 | |
| 競技講師 | 30,000 円/1 日 | |
| 講義講師※8 | 10,000 円/1 日 | |
| 作業に関わる謝金※9 | 1,000 円/1 時間 | |

注)・上記金額には、源泉徴収税を含む。

※学生および審判・ボールパーソンについては、源泉所得は行わない。

・謝金は上記の金額を上限とするが、この表に拠り難い特別の事情があるときは、会長・副会長・理事長の承認をもって上記金額以上の額とすることができる。

・上記項目について複数遂行する場合は、最も上位の金額を支給する。

・練習パートナー・審判員・ボールパーソンについては、交通費込みとする。

※1・※2・※3・※4 強化スタッフ (コーチ、アシスタントコーチ、心理、栄養、トレーナー等) 交通費別途支給

※5 臨時コーチ 交通費別途支給 (コーチにより金額の調整あり)

※6 講師 (カバナンス・コンプライアンス研修等) 交通費別途支給

※7 主催者側により金額の増減あり (10,000 円~50,000 円)

※8 資料を使用して行う解説等 (交通費別途支給)

※9 作業日誌に準じて支給する。